

佐賀県規則第5号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料	区分	額	手数料	区分	額
1 佐賀県環境センター水質関係試験検査手数料	(1) 略	略	1 佐賀県環境センター水質関係試験検査手数料	(1) 略	略
	(2) 定量試験検査 ア～キ 略	略		(2) 定量試験検査 ア～キ 略 ク <u>大腸菌群数</u>	略
	ク <u>大腸菌群数</u>	略			略
2～10 略			2～10 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。